

福岡県公報

平成十八年四月二十八日
第二千五百二十七号

増刊 ①

- 一 県又は市町村が設置する庁舎
- 二 県又は市町村が管理する公営住宅
- 三 県又は市町村が設置する学校、図書館その他の教育文化施設
- 四 その他公共的用途に供する施設で景観に影響を与えると知事が認める施設

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

規則（第五十五号・第五十六号） 目次

○福岡県美しいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

（都市計画課） 一
（都市計画課） 一

○福岡県景観審議会規則

規則

福岡県景観審議会規則を制定し、ここに公布する。
平成十八年四月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十六号

福岡県景観審議会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福岡県美しいまちづくり条例（平成十二年福岡県条例第六十六号）第十五条第五項の規定に基づき、福岡県景観審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員の任期、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（組織）

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

（委員）

第三条 委員は、学識経験を有する者等のうちから、知事が委嘱する。
2 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

る。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員

が、その職務を代理する。

（会議）

第二条 条例第一条第四号の規則で定める公共的用途に供する施設は、次に掲げるものとする。

（公共的用途に供する施設）

六条とし、第六条を第七条とし、第五条第一項中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第一項に改め、同条第二項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条第二項中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（公共的用途に供する施設）

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第六条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができるものとし、部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、建築都市部都市計画課において処理する。

(補則)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

(福岡県屋外広告物審議会規則の廃止)

2 福岡県屋外広告物審議会規則(昭和三十七年福岡県規則第八号)は、廃止する。